

2015年9月の労働者派遣法改正を受け、**(旧)一般労働者派遣事業の事業主様の場合**、平成27年9月30日以降に締結する労働者派遣契約等について、記載する許可番号を「般」から「派」に変更しなければならないことに留意が必要です。

※許可番号は、企業マスタ、若しくは事業所マスタでご登録いただいております。

※(旧)特定労働者派遣事業の事業所様の場合、経過措置期間(平成27年9月30日～平成30年9月29日)がございました。

【変更方法】 ※企業マスタに登録されている場合

- 1) e-staffingシステムにログイン (<https://www2.e-staffing.ne.jp/>) 後、画面右上の「マスタメンテナンス」をクリックしてください。
2) 「編集登録」、「企業マスタ」を順にクリックしてください。

3)「派遣許可番号/届出受理番号」を上書きし、「確認画面へ」、「登録」を順にクリックしてください。

4) マスタメンテナンス登録完了 と表示されましたら変更完了です。

株式会社イー・スタッフィング